

千葉市公告第189号

総合評価落札方式一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月7日

千葉市長 神谷 俊一

1 総合評価落札方式一般競争入札に付する事項

(1) 件名

市役所コールセンター等構築・運用業務委託

(2) 概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課が指定する場所

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年11月30日まで

2 資格要件

総合評価落札方式一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号にも該当しないものであること。ただし、キ～ケについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合は、この限りでない。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の業務提案書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされて

いないもの

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者

カ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を提案書の提出の日から事業者の決定の日までの間に受けている者

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないものの

（3）プライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得していること。

又は、これと同等の個人情報保護マネジメントシステムを有すること。

（4）品質管理の認証（ISO 9001）を取得していること。又は、これと同等の品質マネジメントシステムを有すること。

（5）過去 5 年以内に、本件業務委託と同種かつ同規模の業務の履行実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課

電話 043-245-5015

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出等

総合評価落札方式一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）配布場所等

公告の日から前記 3 の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜

日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

(2) 提出場所等

公告の日の翌日から令和4年3月16日（水）までに、前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和4年3月16日（水）午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(3) 確認通知

令和4年3月18日（金）までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札説明書等の交付

公告の日から令和4年3月14日（月）まで前記3の契約事務担当課においても無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 仕様書に関する質問及び回答

(1) 期間

令和4年3月18日（金）から4月1日（金）まで

(2) 提出方法

質問書（入札参加資格の確認を受けた者に配付）を、前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限

令和4年4月6日（水）

(4) 回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和4年4月13日（水）午後2時00分（郵送の場合は、前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所本庁舎8階 市民局相談室

(3) 入札方法

総価で行う。

(4) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

別添「落札者決定基準」に基づき、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、入札価格の評価である「価格点」と企画提案書の評価である「技術点」の合計が最も高い入札者を落札者とする。

ただし、著しく低価格の場合は、当該入札者が予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、総合評価点が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

8 その他

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 前記2（1）に該当しない者が競争入札に参加するためには、令和4年3月16日（水）までに、千葉市財政局資産経営部契約課において当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記3の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。

(6) 詳細は、入札説明書による。

(7) 当該委託に係る令和4年度予算案の議決が得られない場合は、契約手続を中止する。

別記 落札者決定基準

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

次期市役所コールセンター等（以下「コールセンター」という。）の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、市役所コールセンター等構築・運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で示す機能面や運用面などの要求事項に対する回答書（以下「技術回答書」という。）の評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計が最も高い入札者を落札者とする総合評価落札方式を採用する。

(2) 本書の位置付け

本書は、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者に対して、技術点及び価格点を付与し、市役所コールセンター等構築・運用業

務委託の落札者を決定するための基準を定めるものである。

2 審査・評価機関等

(1) 審査・評価機関

本調達に係る審査及び評価については、本市が設置する市役所コールセンター等構築・運用業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

(2) 審査・評価の方法

選定委員会は、技術回答書が仕様書及び技術回答書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査するとともに、本書に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

3 評価項目及び最高点

技術回答書の評価である技術点の評価項目及び最高点と、入札価格の評価である価格点の最高点については、表 1 のとおり設定する。

なお、入札者が作成する技術回答書のうち技術点の評価対象とするのは、「機能要求に対する回答書」と「提案項目に対する回答書」の 2 種類である。

表 1 評価項目及び最高点

評価項目		最高点	比 重
技術点	1 機能要求に対する回答	500	50.0%
	2 提案項目に対する回答	200	20.0%
小 計		700	70.0%
価格点	3 入札価格	300	30.0%
合 計		1,000	100.0%

4 技術点の評価方法

(1) 機能要求に対する回答

ア 目的

入札者が提案するサービスや製品の機能や実現方法进行评估することにより、本市に最適なコールセンターを構築することができる事業者を選定することを目的とする。

イ 評価方法

機能要求に対する回答について、表2に基づき機能要求単位に絶対評価により評価し、「5 技術点の算出方法」により技術点を算出する。

表 2 機能要求に対する回答の評価及び配点割合

評 価	配点割合
高評価	100%
}	}
低評価	0%
機能無し又は記述無し	失格

(2) 提案項目に対する回答

ア 目的

本市が設定した提案項目に対する技術提案について、本調達を目的を理解したうえで本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も技術力に優れた事業者を選定することを目的とする。

イ 評価方法

提案項目に対する技術提案について、表 3 に基づき提案項目単位に絶対評価により評価し、「5 技術点の算出方法」により技術点を算出する。

表 3 提案項目に対する回答の評価及び配点割合

評 価	配点割合
高評価	100%
}	}
低評価	0%
提案無し又は記述無し	失格

5 技術点の算出方法

(1) 得点(X)

設問毎の配点を表 4 のとおり設定し、この値に前記 4 の評価による配点割合を乗じた値を設問毎の得点とし、これを評価項目毎に合計した値を得点 (X) とする。

(2) 得点 (Y)

前記 4 の評価による配点割合がすべて 100% であると仮定した場合の、得点 (X) に相当する値を得点 (Y) とする。

(3) 技術点の算出

3 つの評価項目毎の得点を以下に示す数式例によりそれぞれ算出し、この合計値を技術点とする。

なお、有効数字については小数点以下第 1 位までとし、小数点以下第 2 位の値を四捨五入するものとする。前記 (1) 及び (2) の計算途中における値も同様とする。

例として、機能要求に対する回答の得点計算方法を以下に示す。

$$\text{機能要求に対する回答} = 500 \times \left[\frac{\text{得点 (X)}}{\text{得点 (Y)}} \right]$$

表 4 評価項目の設問数、配点及び得点 (Y) の値

評価項目	設問数	配点	得点 (Y)
1 機能要求に対する回答 (※1)	86	5	500
2 提案項目に対する回答	10	100	200

※ 要求機能一覧の機能数を設問数とする。

6 価格点の算出方法

入札価格に応じて、0 点から 300 点の価格点を付与する。

価格点の算出方法は、公開しない。

7 落札者の決定方法

(1) 前記 5 で算出した技術点と前記 6 で算出した価格点の合計が最も高い

入札者を落札者とする。

(2) 技術点と価格点の合計が最も高い入札者が2人以上ある場合は、次の順序で落札者を決定する。

①技術点が高い者を落札者として決定する。

②技術点及び価格点が同点の場合は、入札価格が低い者を落札者として決定する。

③技術点及び価格点が同点でかつ入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。このとき、くじを引かない入札者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 入札者が1者の場合でも、2人以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格の範囲内の 価格をもって有効な入札があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。